

令和8年度 介護福祉士・社会福祉士 修学資金貸付制度

この制度は、介護・福祉の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している修学資金の貸付事業です。貸付条件を満たせば、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。

●対象者 令和8年度 入学者（詳細は裏面をご覧ください。）

貸付内容		・要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。 ・貸付には審査があります。
修学資金	(月額) 5万円以内 × 修学期間	
入学準備金	20万円以内 (入学時のみ：任意)	
就職準備金	20万円以内 (卒業時のみ：任意)	
国家試験受験対策費	4万円以内 (介護福祉士のみ：任意)	

- ※ 生活保護世帯や非課税世帯等の場合、上記に加え生活費加算(月額40,000円程度)があります。
 ※ 在学中に家庭の経済状況の変化等により学費の支払いが困難になった場合、随時、貸付申請を受付ます。

申請方法 養成校に入学後、養成校を通じてお申し込みください。

●返還の免除● (次の条件を全て満たした場合、全額免除となります)

- ・資格登録後、福島県内の指定施設で5年間継続して介護・福祉業務に従事すること。
(過疎地の場合、3年間)
- ・養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士・社会福祉士登録を行うこと。

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課
 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
 TEL:024-523-1256
 HP:<https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>



介護福祉士修学資金等貸付事業詳細

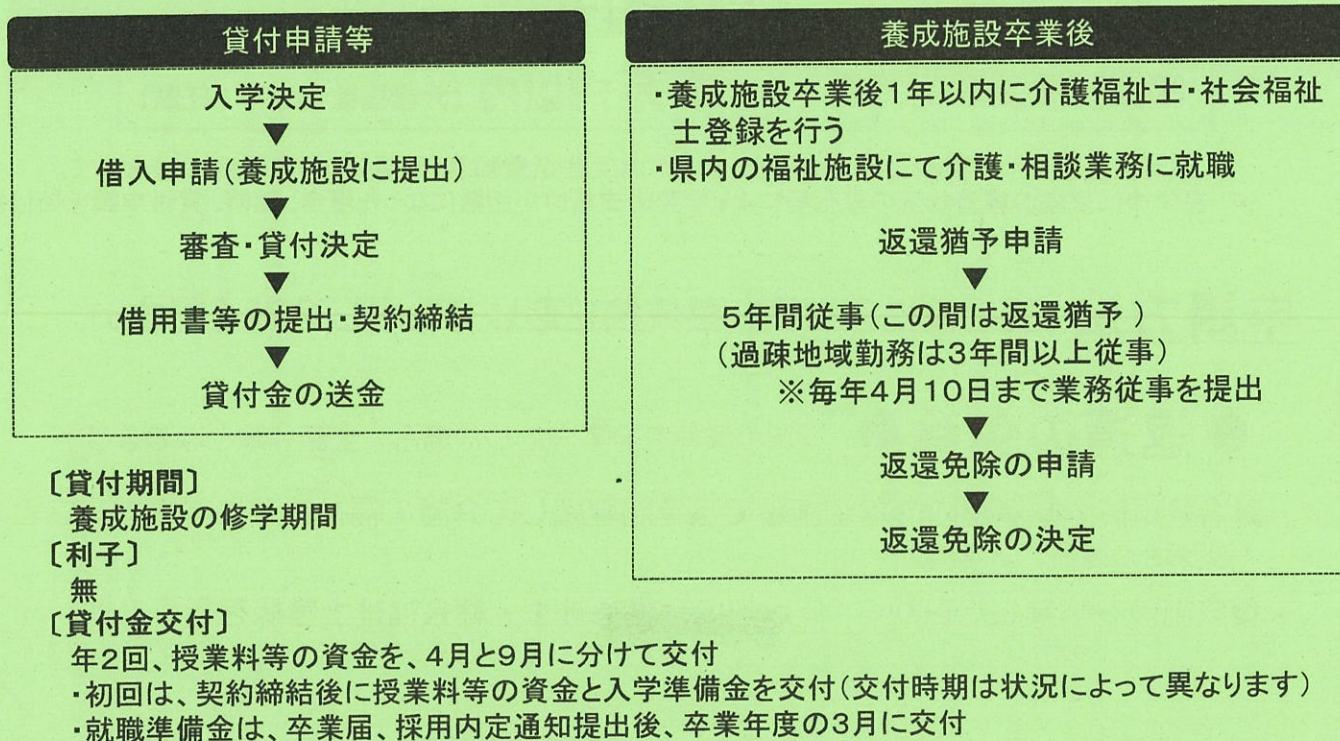
1 貸付対象者(次の要件を満たす方)

- (1) 県内に住民登録をしている方、県内の養成施設に修学する方、県内出身者で県外の養成施設に修学する方
- (2) 養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、福島県内において介護・相談業務に5年以上従事する意思のある方
- (3) 学業成績が優秀であって、家庭の経済状況から貸付が必要であると認められる方
- (4) 修学のため同種の資金を他から借り受けていない方(日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く)

2 貸付額(上限額)

授業料等の資金	月額 5万円以内
入学準備金(入学年度のみ)	20万円以内
就職準備金(卒業時のみ)	20万円以内
国家試験受験対策費用(介護福祉士のみ)	4万円以内
生活費加算(生活保護受給世帯や非課税世帯等の場合に限る。)	約4万円程度

3 貸付申請から返還免除まで ※申請には養成施設の推薦が必要です。



4 貸付金の返還

停学や退学、卒業後1年以内に介護福祉士・社会福祉士登録をせず、又は県内において介護・相談業務に従事しない場合は、「一括返還」となります。